

令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業の業務委託に係る業務委託に関する  
プロポーザル参加募集要項

1 目的

富士宮市（以下「市」という。）は、妊娠・出産・子育ての各ステージで生じる悩みや不安、やりがいや喜びを当事者同士で分かち合い、支え合う機会を提供すること、地域全体を巻き込んだ温かな支援のネットワークを形成すること及び当事業に係る女性を社会とつなぎ、女性の社会参加や活躍を促進することを目的として、妊娠出産子育てシェアサポート事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者をプロポーザル方式により募集・選定する。

この要項は、本事業の事業候補者選定に係るプロポーザルの内容について、必要な事項を定めるものである。

2 本事業の概要

- (1) 事業名 令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業
- (2) 事業内容 別紙「令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月6日まで
- (4) 事業費上限額 3,000,000円（税込）

※金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 事業運営に、子育て経験のある女性が構成員として関わること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定の欠格事項に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出日において、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

#### 4 スケジュール

内容	期日等
募集要項の公開	令和7年2月14日（金） 市のホームページに掲載及び市民交流課窓口での配布。
プロポーザル参加申請 期間	令和7年2月14日（金）午前8時30分から 令和7年2月26日（水）午後5時まで
質問の受付	令和7年2月26日（水）正午まで
質問への回答	令和7年3月3日（月）まで
プロポーザル参加資格 確認結果の通知	令和7年2月28日（金）まで
企画提案書等の提出	参加承認日から令和7年3月14日（金）午後5時まで
審査会（書類審査及びプ レゼンテーション）	令和7年3月25日（火）
選定結果の通知（公表）	令和7年3月26日（水）
契約の締結	令和7年4月1日（火）

#### 5 質問受付・回答

本業務委託の内容等についての質問は、電子メールにより提出するものとする。なお、プロポーザル実施手順等についての質問は、随時電話等で受け付ける。

##### (1) 受付期間

令和7年2月14日（金）午前8時30分から令和7年2月26日（水）正午まで

##### (2) メール記載事項

質問事項のほかに、事業者名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。（質問事項は、分かりやすく、簡潔に取りまとめて記載すること。）

なお、電子メールのタイトルを「【質問書】シェアサポート事業（事業者名）」とし、電子メール送信後、送信した旨の電話をすること。

##### (3) 提出先

富士宮市役所 市民交流課 e-mail アドレス [koryu@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:koryu@city.fujinomiya.lg.jp)

TEL 0544-22-1307

##### (4) 回答期日及び回答方法

質問到着後、中3営業日以内に回答を電子メールにより送信する。業務の内容等に関する質問の回答については、質問者匿名にて全ての参加申請者にメール送信する。

## 6 参加申請

- (1) 提出書類は、富士宮市役所（富士宮市弓沢町 150 番地）5階市民交流課窓口又は市のホームページ（以下URL）から入手すること。

(<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/ajq7h80000006w3j.html>)

- (2) 次の書類をプロポーザル参加申請期間内に「14 問合せ・書類提出先」へ持参又は郵送により提出すること。ただし、富士宮市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、エ、オ及びカは不要である。

なお、参加申請後、参加を取りやめる場合は、企画提案書等の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

ア 参加申請書（第1号様式）	1部
イ 誓約書（第2号様式）	1部
ウ 同種業務実績表（第3号様式）	1部
エ 会社概要書（任意様式）	1部（パンフレット可。構成員が子育て経験のある女性であることが明記されている名簿を添付すること。）
オ 財務諸表	1部（直近事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」）
カ 住民税納税証明書	1部（直近の事業年度のもの）

※任意団体は、エの代わりに団体概要調書、オの代わりに収支報告書、カの代わりに代表者の住民税納税証明書を提出すること。

※減免を受けており、カが提出できない場合は、減免通知（写し）を提出すること。

※郵送の場合は、電話で送達確認すること。

※持参及び送達確認は、土日祝日を除く市役所本庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

## 7 参加資格確認結果の通知

市は、参加申請書類の受理後、資格要件の審査を行い、全ての要件を満たしている者を有資格者として取り扱う。その結果について、全ての申請者に対し、令和7年2月28日（金）までに参加申請書に記載の担当者メールアドレスへ通知する。

なお、連絡がない場合は、通知期日の午後5時までに「14 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

## 8 企画提案書等の提出

参加資格有りとなされた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類（提出数：各6部）

以下の書類を紙に印刷し、各6部提出すること。なお、用紙はA4判縦置き横書きを基本（図表等でA3判を使用する場合は、A4判縦置きとなるよう折ること。）とし、イトウについてこの順番で左綴じにしたものを1部とする。

印刷について、片面・両面は問わない。

ア 企画提案書提出届（第6号様式）

イ 企画提案書（第6-1号様式）

(ア) 参加資格確認結果通知書記載のアルファベットを1ページ目の右上に記入し、提案書内に自社・団体名を一切記入しないこと。

(イ) 居場所事業・講座ごとに作成すること。なお、居場所事業と講座を同時開催する場合にはその旨を記載し、一つの事業として作成すること。

ウ 業務に係る年間スケジュール（第6-2号様式）

参加資格確認結果通知書記載のアルファベットを1ページ目の右上に記入し、スケジュール様式内に自社・団体名を一切記入しないこと。

エ 見積書（第7号様式）

(ア) 居場所事業・講座ごとの経費がわかるように見積明細書（任意様式）を添付すること。なお、居場所事業と講座を同時開催する場合にはその旨を記載し、一つの事業として作成すること。

(イ) 見積明細書は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載し、単価は消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記載すること。

(ウ) 見積書の金額が委託上限金額を超過した場合は、失格とする。

## (2) 企画提案書の構成

ア 企画提案書には、別紙「令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「令和7年度妊娠出産子育てシェアサポート事業プロポーザル 評価項目票」（以下「評価項目票」という。）に沿った提案を記載すること。

イ 企画提案書は、25ページ以内とすること。

ウ 本要項に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、事業費上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本事業の事業者選定においてプロポーザル方式を採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。

## (3) 企画提案書類の提出期限・提出方法等

ア 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時まで（必着）

※提出期限以降に提出した者は失格とする。

イ 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所 市民交流課

ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）

(ア) 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。なお、郵送で提出する場合は、電話で到着状況を確認すること。

(イ) 提出期限以降に提出した者は失格とする。

## 9 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないも

のとする。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、富士宮市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

## 1 0 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が設置した選定委員会が次のように行う。

### (1) 審査方法

- ア 企画提案書等提出書類とプレゼンテーションの内容を基に、「妊娠出産子育てシェアサポート事業審査委員会」において審査を行い、評価項目票に基づいて評価し、各選定委員の採点の合計点が最も高い者を事業候補者とする。
- イ 評価点の合計は 500 点とする。(選定委員 1 人当たりの点数 100 点×5 人)
- ウ 各選定委員の採点の合計点が満点の 60% (300 点) に満たないときは選定しない。
- エ 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - (ア) 審査項目「企画力」の各選定委員の合計点が最も高い者を上位とする。
  - (イ) (ア)が同点の場合は、審査項目「実施体制」の各選定委員の合計点が最も高い者を上位とする。
- オ 審査会指定時間に会場しなかった場合は、失格とする。

### (2) 評価項目

別紙「評価項目票」のとおり

### (3) 審査会 (プレゼンテーション)

- ア 実施日 令和 7 年 3 月 25 日 (火)  
※時間は個別に連絡する。
- イ 審査は、提出された企画提案書等を基本に行うものとし、追加提案は認めない。但し、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター等による説明は許可する。この場合、電源、プロジェクター及びスクリーンは市が負担するが、パソコンその他の機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、提案者が持参すること。なお、プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。
- ウ 評価項目に従い審査を行う。
- エ 審査会への出席は 3 人以内とする。
- オ 時間は、1 提案者当たり 45 分以内 (準備：5 分、プレゼンテーション：25 分、

質疑：10分、片付：5分）とする。

なお、プレゼンテーションの際には、自社名を明かさないこと。

#### (4) 事業候補者の選定

- ア 提出された企画提案書等を審査し、最も評価点の合計が高い提案者を事業候補者として選定する。
- イ 事業候補者と契約締結に至らなかった場合は、次に評価点の合計が高い者から新たな事業候補者として手続を行うものとする。
- ウ 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、事業候補者を選定しない場合がある。
- エ 提案者のうち、事業候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、令和7年3月26日（水）に参加申請書に記載の担当者メールアドレスへ通知する。
- オ 次の事業候補者等について、市のホームページで公表する。
  - (ア) 事業候補者の氏名・名称
  - (イ) 審査結果（事業候補者の選定理由）
  - (ウ) 事業候補者の公開用提案資料

※事業候補者以外の参加者名は公表しない。

#### (5) 選定の取消

事業候補者として選定された者が、選定の日から契約締結の日までに、次のア又はイに該当することとなった場合には、事業候補者としての選定を取り消し、契約締結は行わないものとする。

この場合、次に評価点の合計が高い者を新たな事業候補者として手続を行うものとする。

- ア 「3 参加資格要件」に規定する要件を満たす者でなくなったとき。
- イ 本プロポーザルにおいて、本市に提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

### 1.1 契約

市は事業候補者と協議し、仕様書を調整の上、契約を締結する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次点の者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」の各号のいずれかを満たさなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

なお、契約書は、市ホームページにある「富士宮市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(富士宮市トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザル方式(企画提案方式)公募>令和7年度 妊娠出産子育てシェアサポート事業)

## 1.2 契約締結後

契約者は、市との協議の上、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

## 1.3 その他

- (1) 本件参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、全て富士宮市競争入札参加資格者名簿に登録のあるものについては登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 1.4 問い合わせ・書類提出先

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

富士宮市 市民部 市民交流課 女性が輝くまちづくり推進室 担当 松本

(電話：0544-22-1307 電子メール：koryu@city.fujinomiya.lg.jp)